

令和4年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和4年11月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	欠
6	佐藤 和博	欠	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第19号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年12月15日（木））

開会（午後１時３１分）

議長 それでは、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
今コロナとかインフルエンザが非常にはやっております。また、寒暖差も非常に激しくなっておりますので、十分お体にはお気をつけ願いたいと思います。
それでは、これより令和４年第１１回浅口市農業委員会を開催いたします。
ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。
ここで私から皆様に申し上げます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。
日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１３番岡田委員、１番大橋委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定について議題とします。
会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。
日程第３、議事に移ります。
議案第３７号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
６５２番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は２ページになりますので、お開きください。
議案第３７号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和４年１１月１５日提出。
番号６５２、鴨方町本庄、田、９８４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 ７番柚木です。
この地図は１番、２番です。場所は、田渕建設の倉庫の裏側の田んぼと住宅に囲まれております。今現状は、田んぼというよりは田を荒らしてありますが、この人のお兄さんの話によりますと、こちらで農業をするという格好で連絡が来ました。問題ないと思いますから、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、652番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、654番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号654-1、鴨方町益坂、田、452平米、同じく2、鴨方町益坂、畑、111平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図でいうと3、4、5、6。先に6番の下の小さい111平方メートルのほうですが、これちょうど下側に譲受人の住宅があります。それで、庭先で野菜を作りたいという格好でこれを一つと。そのついでに4ページの場所は、ナフコから下の農免道へ行く道沿いの大体100メートルぐらいのところですが。今は休耕田みたいな格好になってますけど、ここを作業して野菜を作ると、そういう返事をもらいました。問題ないと思いますから、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、654番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、658番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号658、鴨方町六条院東、田、564平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。
地図は7、8ページになります。
この案件の場所は、国道の鴨方ドライブインの東の信号を南に入って1キロぐらい行ったところに新しく国道、バイパスができてるんですが、その橋の南側に当たります。100メートルぐらいのところですが。譲渡し人は、この案件の場所を〇〇〇〇の方に貸しておりましたが、この案件のすぐ隣の方が譲ってほしいということで、話がまとまって譲り渡すことになったそうです。問題ないと思いますので、ご審議のほど

よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、658番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、659番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号659、鴨方町六条院東、田、799平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。
地図は9、10ページになります。
この案件の場所は、鴨方ドライブインと鉄道の間挟まったところの、大体ドライブインから200メートルぐらい北側に入ったところであります。譲渡し人は高齢のため管理できないため、近隣の方に譲り渡すということであります。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、659番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
655番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。
議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年11月15日提出。
番号655-1、金光町須恵、畑、248平米。同じく2、金光町須恵、畑、519平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。
地図のほうでは11ページ、12ページになります。
この場所は、佐方の長津から須恵に抜ける市道のちょうど佐方から須恵に入ったところぐらいのところになります。特にここは桜の木を以前から植えてるだけで、何も耕作はもう最近されておられません。譲受けのほうは〇〇〇〇にあるリフォーム会社、太陽光等もやってる会社というふうに聞いております。近くに多分、太陽光の申請、その辺の計画があるかと思えます。特に問題はないと思えますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、655番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、662番の件について、事務局の説明を求めます。
なお、2番渡邊委員が当事者となっている案件でありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、渡邊委員につきましては当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。
(渡邊委員 退場)

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
事務局 すいません。

議長 ああ、ごめんなさい。
事務局 失礼いたします。

議長 ああ、ごめんなさい。
事務局 番号662-1、金光町占見新田、田、1、191平米。同じく2ほかといたしまして、田、11筆、5、934.26平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇となります。転用目的は分譲宅地で、施設の概要として、〇〇〇〇となります。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、許可を適当と認められた場合は、本案件は3,000平米を超える案件でございますので、農地法の規定により、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会での確認等を経て、許可が適当と認められた場合に許可書を交付します。許可日は県による開発行為の許可日と同日となります。

議長 以上でございます。

議長 失礼しました。次に、大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 地図は13、14ページになります。

場所は、金光駅西公園の北西辺りになります。分譲住宅ということですが、用途地域内であり、開発に関する手続もなされております。地元の土木の了解も得ておりますので、支障はないと思います。審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、662番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

渡邊委員に入室をお願いいたします。

(渡邊委員 入場)

議長 渡邊委員に報告します。

662番の件については承認されました。

続きまして、663番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号663、金光町占見新田、畑、210平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要として、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いいたします。

委員 地図は15、16ページになります。

場所は、金光支所の東約350メートル辺りになります。一般住宅になり、用途地域内であり、地元の土木の了解も得ておりますので支障はないと思いますので、審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

663番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第39号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、2番安田推進委員が当事者となっておる案件であります。推進委員は農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期すため、安田推進委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(安田委員 退場)

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第39号農用地利用集積計画につきまして。令和4年11月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号26番から31番の6件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は6名、農地は11筆です。更新が9筆、新規が2筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が9筆、10年以上が2筆の以上となります。

次に、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田8,933平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計8,933平方メートルです。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

安田委員に入室をしてもらってください。

(安田委員 入場)

議長

安田委員に報告をします。

議案第39号については承認をされました。

以上です。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第19号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は7ページになりますので、お聞きください。

報告第19号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年11月15日。

番号657、鴨方町六条院東、田、564平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和4年9月20日、引渡年月日は令和4年10月20日となります。

番号664、金光町占見新田、田、687平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和4年9月1日、引渡年月日は令和4年11月20日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 失礼します。その他については、今回は5件お願いしたいと思います。

議長 ①浅口市農業振興協議会の委員の推薦について
②農業委員、農地最適化推進委員の研修会について
③農業委員会の議案書等の取扱いについて
④農業委員会の行事について
⑤次回の農業委員会について

議長 それでは、ないようですので、以上で農業委員会を閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時03分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩